

# 災害廃棄物処理事業の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>➢ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>➢ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red; font-weight: bold; text-align: center;">災害等の発生</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>【ごみ処理】</b> がれき等の災害廃棄物が大量に発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の発生</li> <li>○漂着ごみ被害の発生</li> </ul> <p>海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>【し尿処理】</b> ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid purple; display: inline-block; padding: 2px;">補助対象範囲</p></div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>災害等廃棄物の収集</p> <p>↓</p> <p>仮置場</p> <p>↓</p> <p>分別処理</p> <p>↓</p> <p>家電等リサイクル</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>前処理 (切断・破砕等)</p> <p>↓</p> <p>可燃物処理 (焼却施設等)</p> <p>↓</p> <p>不燃物処理 (最終処分場等)</p> <p>↓</p> <p>リサイクル (リサイクル工場等)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>避難所等・被災家屋</p> <p>↓</p> <p>し尿処理 (し尿処理施設)</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令指定都市：事業費80万円以上</li> <li>その他の市町村：事業費40万円以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの</li> <li>暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの</li> <li>高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</li> </ul>
補助率	1 / 2	
地方財政措置	<p>&lt;通常災害時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地方負担の80%について特別交付税措置</li> </ul> <p>&lt;激甚災害時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</li> </ul>	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	

# 災害等廃棄物処理事業費補助金

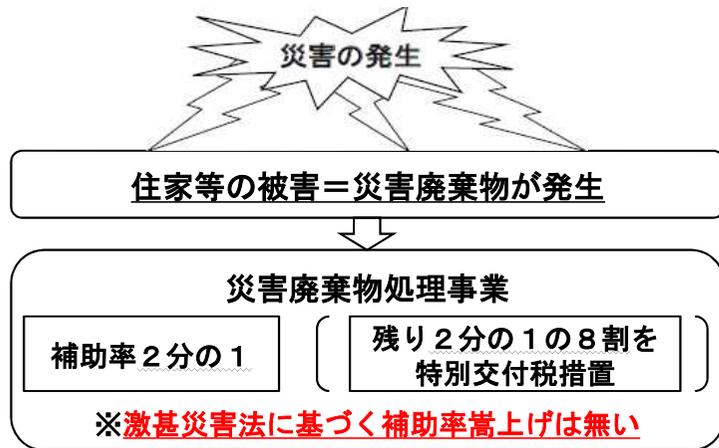
災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害 (右記以外)	激甚災害
対象の 市町村	被災市町村	<u>激甚災害による負担が 一定の水準を超えた市町村</u>
国庫補助率	1/2	1/2
地方財政措置	<u>地方負担分の80%</u> について特別交付税措置	左記に加え、 さらに <u>残りの20%</u> について、 <u>災害対策債により対処</u> することとし、その <u>元利償還金の57%</u> について特別 交付税措置 ※起債充当率100%
	最大90%	最大95.7%

# 激甚災害時における災害廃棄物処理事業に要する経費の財政支援について

- 本事業では、国庫補助率2分の1に合わせて、残りの地方負担の8割が特別交付税措置され、**措置割合が90%（実質負担10%）**となる
- 当該災害が**激甚災害に指定され、さらに財政負担が一定の水準を超える場合**、災害対策基本法第102条に基づく起債の特例により、**残り1割の地方負担について市町村による起債（災害対策債の発行）が可能**となる
- 市町村が災害対策債により対処した場合、元利償還金について**57%が特別交付税措置**され、**措置割合が95.7%（実質負担4.3%）**となる

## 災害廃棄物処理事業のスキーム



当該災害に起因する**財政負担が一定の水準を超える場合（※）**に、災害対策基本法第102条に基づく起債の特例により、**災害対策債の発行が可能**となる

災害対策債の元利償還金について、**57%を特別交付税措置**

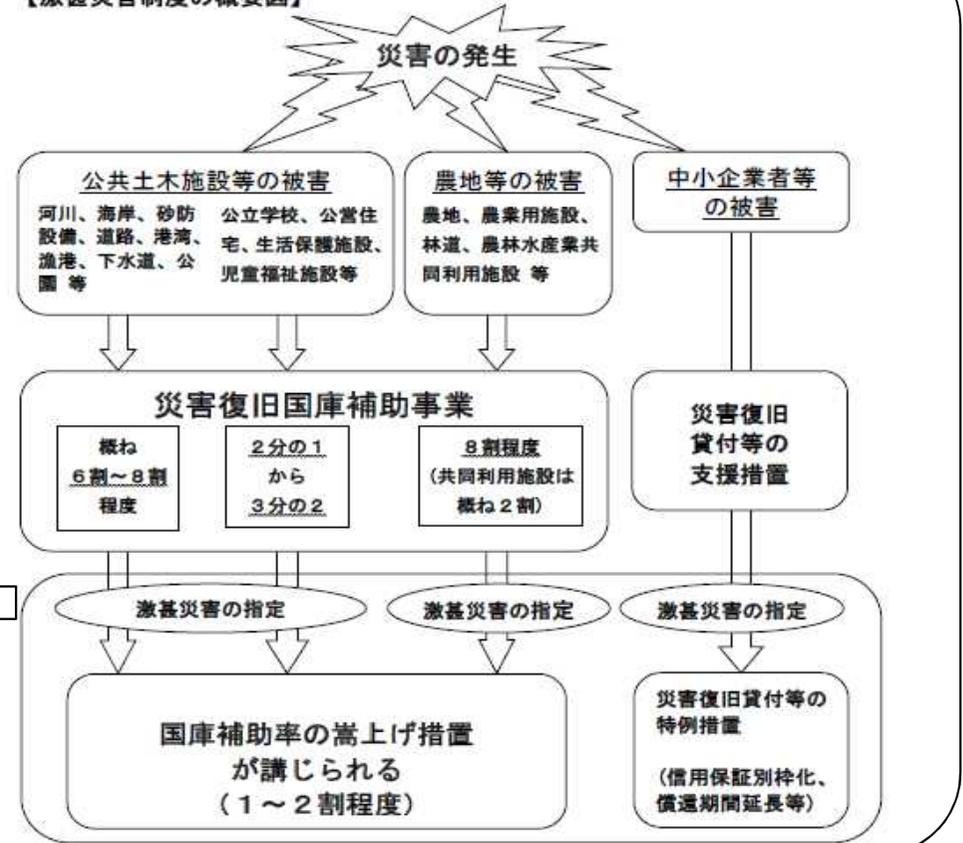
【一定の水準を超えるとは次のいずれかの場合をいう】

- ① 公共土木施設、公立学校施設及び農地・農業用施設・林道の**激甚災害復旧事業費の合計額が、当該市町村の標準税収入を超える**場合。
- ② 当該市町村の区域における**災害救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが、当該市町村の標準税収入の100分の1を超える**場合。
- ③ **著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合で、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる地方公共団体として総務大臣が指定する団体。**

激甚災害の指定

## （参考）激甚災害法に基づくスキーム

【激甚災害制度の概要図】



【財源構成】 ※総事業費を100として試算

	総事業費 100		
処理時	国庫補助金 50	地方負担分 50	
		特別交付税 40	起債 10
償還時			5.7
			4.3

特別交付税 一般財源